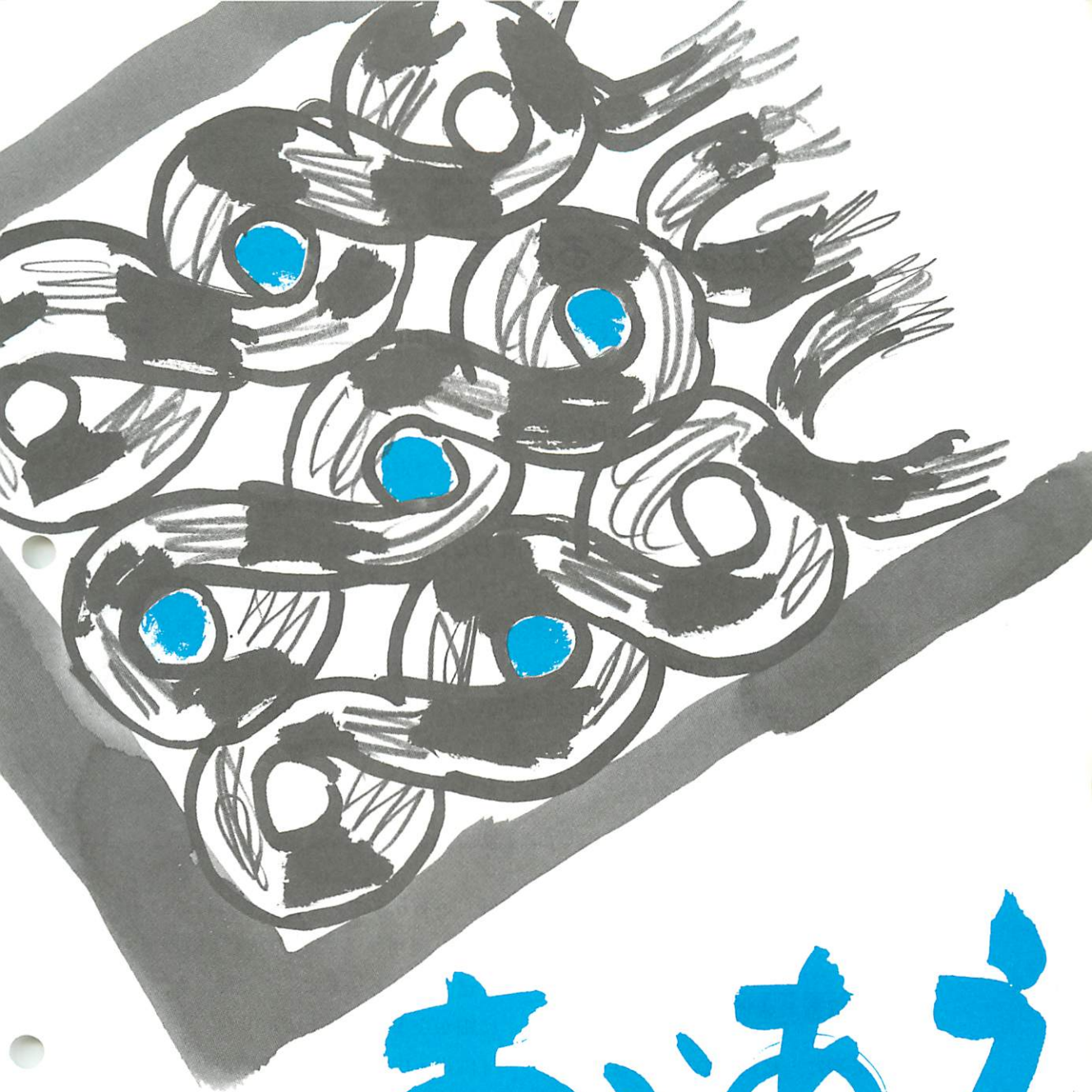




あ・あ・う

女性室広報誌

◆ 寺院教会条例施行に関する臨時措置条例をめぐって ◆ 新旧規則対照表

◆ 公開講座の案内 … 〈女たち〉と〈男たち〉の寄り合い談議

◆ コラム「ゆらぎ」

◆ 日豊教区研修レポート

◆ 投稿 ◆ 発刊のねがい

創刊号

1997・8

女性をめぐる制度は いま・・・

◆ 寺院教会条例の施行に関する臨時措置条例をめぐって ◆

昨年（1996年）6月に宗門の最高議決機関である宗会で「寺院教会条例」の一部変更が議決され、その施行日は一年以内に達令で定めることとなっていました。

ところが、今回の宗会に坊守制度の改革について「ただ単に法制上の改革を成し得たとしても名ばかりであって、実の伴わない改革に終わる」「向こう2年の期間を目標として全宗門的な世論喚起をいたし、その上で坊守制度の存廃までを含めて議論を」ということから「寺院教会条例の施行に関する臨時措置条例案」が可決され、坊守に関係する事項については暫定措置として従来そのまま施行するとの方途がとられました。ここにはどういった問題があり、具体的に何がどう変わっていくのかをたずね、女性室の課題、さらには真宗に関わる一人ひとりに問われている事柄を明らかにしていきたいと思います。

I 宗派の法規について

㊦ 宗憲・条例・達令の関係

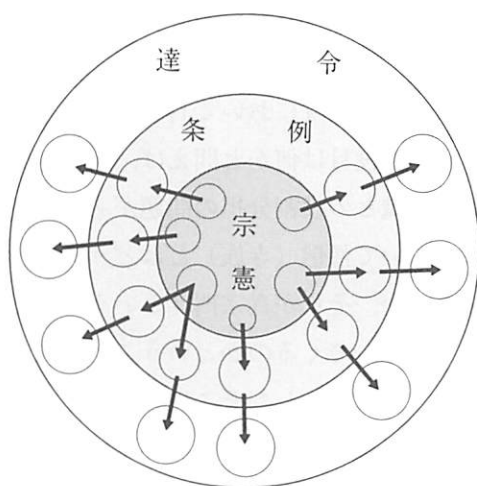
まず最初に、私たちの教団の法規（規則）がどのような構成によって成り立っているかを大きく見てみます。

私たちの教団の概要と基本的な方向性を規則によって表した、いわゆる本派における最高規範として『真宗大谷派宗憲』（1981年6月11日公布）があります。そして、この宗憲によって示された精神をうけて、それぞれの分野ごとに具体的な事柄を規定していくものとして「条

例」があります。そしてさらにこの「条例」を運用するための施行細則として「達令」があります。この他にも、さらに細かな事務取扱上の取り決めとしての「内規・内達」や、各教区ごとの申し合わせ事項などもあります。勿論これらは「日本国憲法」や「宗教法人法」等といった国家法やそれに基づく「宗教法人真宗大谷派規則」とも相まって運営されています。

ただ、教団としての基本的な規則の構成としては、この「宗憲」→「条例」→「達令」という流れによって細分化し、運営されていると言えます。

この「宗憲」及び「条例」は、宗会の議決によって定められ、その改正や廃止についても宗会の議決が必要となっています。また「達令」については、宗会によって定められた「条例」の趣旨に沿って実務的に肉付けしていくというもので、その制定及び改廃は宗務総長の責任に委ねられています。



（図1）宗憲・条例・達令の関係

昨年「寺院教会条例」の内容が一部変更されたことをうけて、その「達令」である「寺院教会条例施行条規」も一部改められることとなったものです。

「条例」によって示された事柄をどのように解釈して現実に運用していくかという点で「達令」は非常に重要な意味をもっているともいえます。

Ⅱ 坊守の制度と臨時措置条例

㊦ 坊守制度の問題とは

かねてより坊守とは寺院における一役職といわれながらも、規則の上では「住職の配偶者を坊守と称する」（寺院教会条例）とあり、つまりは住職の妻の呼称としてあったことからその位置づけが問われてきていました。今回の坊守制度が問題になってきた経緯は、昨年「寺院教会条例」が一部変更され、女性の住職就任に関する制限が大きく取り除かれることになりました。このことにもなまって坊守の規定、つまり従来の住職（男性）の配偶者（妻）という坊守の位置づけが、今度は反対に女性である住職の配偶者（夫）の場合どうするかという必然的課題として出てきたといえます。いわば主体的に坊守制度を課題として掲げたというよりも、制度の整合性の点から必然にせまられて出てきた問題といった流れかと思います。そして出てきた方向が、「住職の配偶者」ということを外して考えるというものでした。そこから従来の坊守像から抜け出した新たな坊守を模索しようというものでした。

このことを達令に具体化していく作業の中で様々な意見が各方面からも寄せられ、また女性室としても関連の部門に対し、当然坊守について性を限定すべきで

はない旨の意見を提出していました。

㊦ 臨時措置条例の意図するもの

ところが今回の臨時措置条例は、昨年改正された条例の中で特に坊守に関する部分だけを改正前の「住職の配偶者（女性）」という定義に戻して施行するといふものです。その説明として、第一に現在の坊守の実状が「教師資格の有無や僧籍の有無、更には帰敬式受式の有無等々、その資格要件を特定出来ない状況にあり」「寺院に於ける役割や活動の範囲等々、どれをとっても地域や寺院の事情、更には個人の考え方によって、まさにバラバラな状態に」あること。第二に「坊守の担ってきた役割について、これを普遍化し、かつ性を問わない、あるいは住職との関係を特定しない」場合「どのような範囲の方々に、どのような任務を担っていただくのか。また特に副住職との役割分担等、未整理な問題が山積」していること。第三に「坊守制度は、本派のみならず、真宗10派二万数千カ寺において」「男子たる住職の配偶者すなわち妻であることが広く一般に定着しており」「長年根付いた慣習を単に法制上改めたとしても名ばかりで実の伴わない改正はかえって混乱を招く」等未だ十分な議論と問題の整理がなされていないとの理由があげられています。そして「すべての住職、坊守、更には総代、寺族」による、「坊守制度の存廃までを含めて」踏み込

んだ活発な議論のなかから、向かうべき方向を見いだしていくとされています。

しかし今回の問題を通して思うことは、宗門全体にこの問題がやはり本山で考えるべき制度上の問題として捉えられており、一部の人を除いてほとんど一人ひとりの主体的課題とは受け止められていないのではないかということです。

この坊守制度の問題はただ規則上の問題として男女の有無を論じるべきことではなく、また単に女性だけの問題ではありません。寺院において具体的に坊守の担うべき役目は何かと問えば、当然住職や副住職との役割分担の問題があり、真宗において僧侶（寺族）とはどういう意味なのか、それが真宗門徒ということとどう関わってくるのかということが問われてきます。そしてそこにどう御同行という関係が開かれているのかという、私たち真宗を名のる者一人ひとりの立っている地平が足下から問われてきているのだということです。ただ現状に妥協するという選択からは何も生まれてこないばかりか、むしろ逆行していくことになります。坊守の問題は住職の問題、そして男女の性を生きる一人ひとりの問題にまでつながってくるはずです。

なお、今回の臨時措置条例は時限立法（期限付きの規則）ですから、延長の手続きをとらない限り二年経過すれば無効となります。従って同時に法規上坊守の規定、つまり坊守制度が消滅することに

なるため、今後の方向についての早急な対応が必要です。

Ⅲ 寺院教会条例と 同施行条規の変更内容

㊤ 住職について

次に、今回の条例と施行条規の変更に
よって何がどう変わったのかを具体的に
見ます。

まず変更前の条例では男子である住職
後継者がいないか、まだ未成年などの理
由で直ちに住職をおけない寺院に限って
特例措置で女性の住職就任が認められて
いました。したがって、これは次の男性
住職就任までの過渡的措置という意味合
いが強く、住職就任について性別による
制約を無くしたものではありませんでした。

これに対して昨年条例が改正された趣
旨は、住職について性による制限を無く
し、後継者の選定は各寺院の実状に委ね
るというものであったかと思っています。

このことをうけて、施行条規では、男
女ともに住職後継者の選定についての優
先順位をなくしたということが一点あり
ます。（旧施行条規第10・11条抹消）

この住職制度（特に女性住職制度）の
問題点については、後にあらためて確認
したいと思います。

また新しく加えられたこととして、候
補衆徒がなく同時に責任役員・総代の届

け出がない寺院の住職が欠けた場合、つ
まり責任者を欠き住職後継者が事前に決
まっていない場合は、門徒の3分の2以
上の同意書を添えて後任住職の任命申請
をしなければいけないとされています。

（施行条規第11条）これは、責任役員・
総代選定届の届け出の奨励と候補衆徒制
度の確保という意図からかと思います。

㊤ 候補衆徒について

次に、候補衆徒については、従来は満
9歳で得度式を受けて僧侶になれば候補
衆徒の承認申請ができましたが、先の条
例改正で候補衆徒は18歳以上という年齢
制限が加えられました。

施行条規には、候補衆徒を選ぶ場合
「慣習を尊重し」という表現がありまし
た。これは長男が跡を継ぐという家制度
からくる慣習によって住職後継者に優先
順位を設けるということを意味するもの
でした。今回この表現がなくなり兄弟姉
妹の間に優先順位がなくなって、住職の
卑属にあたるものには等しく資格がある
ことになったと言えるかと思っています。

（旧条例第22条抹消）

（注）例えば、住職である人の長男、
次男、長女さらに長男の配偶者
等々の相互間に優先順位はなく、
誰でも住職後継者になれることにな
った。

また、候補衆徒の承認申請で特に変わったこととして、今までは住職を世襲制としていない寺院（一部地域事情などによって存在している）、いわゆる非系襲寺院には候補衆徒は性格上そぐわないということから認められていませんでした。これが今回あらためられて候補衆徒をおくことができることになりました。（施行条規第21条）

もう一点、候補衆徒の承認申請と同様に、辞退する場合にも「総代の同意」を必要とするという点が加えられています。（施行条規第24条）

㊦ 候補衆徒の有効期限と取り消し

候補衆徒について大きく変わったこととして、有効期限が設けられたということがあります。これは18歳以上の年齢で候補衆徒になった場合、10年以内に大谷派教師資格を取得しないと候補衆徒の承認が取り消されるというものです。（施行条規第22条）

但し、既に18歳未満で候補衆徒の承認を得ている人は、経過措置として満18歳になった時点から10年ということになります。（附則第3項）

もう一点、候補衆徒が「不相当と認められた場合」には、総代の総意によって候補衆徒の承認取り消しを求めることができるとの規定も新たに盛り込まれました。（施行条規第30条）

㊦ 副住職について

副住職は、就任退任ともにその所属する寺院の「総代の同意」を得て承認申請をするという点が新たに加えられました。（施行条規第20条）

また、特に今回の条例改正には直接は関係ありませんが、これまで女性の副住職が認められた例はありません。これは儀式上の問題、特に女性の内陣出仕についての制約に因るところ等が大きな理由の一つでした。しかし、現在では寺格堂班の撤廃に合わせてその制約がなくなったため、これからは当然女性についても副住職の申請があれば認めていくという認識があらためて関係部門のところで確認されています。

（注）副住職は、その寺院に所属する大谷派教師資格のある僧侶ということが要件で、寺族でなくてもいい。

また、従来は女子の堂班（現在の法要座次）は准本座までという制約があり、内陣出仕の場合は余間出仕ということになっていた。

寺院教会条例と同施行条規の改正された点は以上の内容です。

㊦ 女性住職任命の手続き

次に、女性の住職任命申請をするには、

あらかじめ現在の住職又は住職代務者によって寺院規則（宗教法人規則）の変更手続きを行う必要があります。これは、各寺院の寺院規則に代表役員となる住職は「男子たる教師」の中から選ぶ（第6条）とあり、この部分を事前に変更してから住職の任命を申請することになります。

概略事務手続きは次のようになります。

1 最初に寺院規則の変更をします。

（図2参照）

（変更の内容）

規則変更の内容は次のとおりです。

- ・寺院規則第6条の「男子たる」の文言を削除する。
- ・規則中の「管長」の文言を「宗務総長」に変更する。（未了の場合のみ必要）

2 次に住職任命申請をします。

（図2参照）

知事の認証書の交付を受けて、住職任命申請の手続きをします。

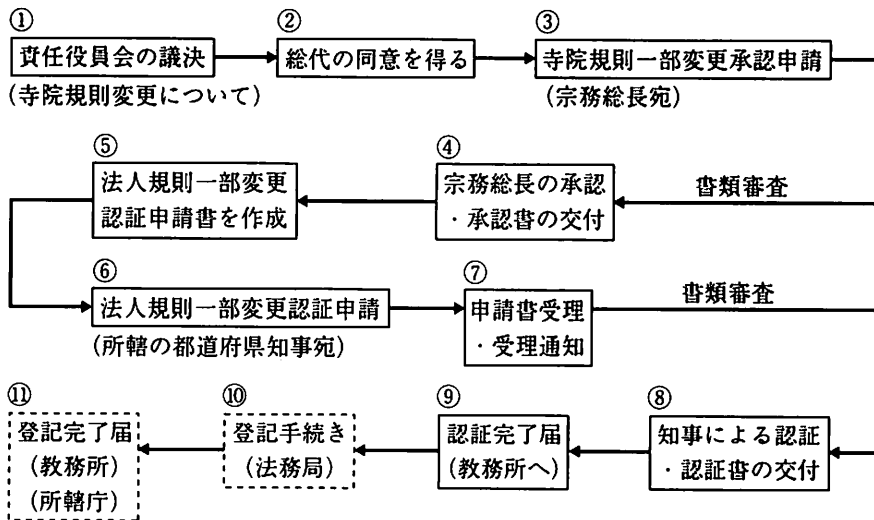
申請は所定の申請用紙に記入し、所轄の教務所へ提出します。

3 住職修習・住職任命式を受講・受式します。

住職修習は本山において二泊三日の日程で行われ、総代1名とともに受講します。その最終日に御影堂で住職任命式が行われ、任命辞令が宗務総長から伝達されます。

住職任命を受け、代表役員の変更登記の手続きを各法務局で行います。

登記を終えて、新しい登記簿を添えて登記完了届を所轄の都道府県知事宛と本山（教務所）へ提出し住職就任についての手続きが完了します。



（注）規則の変更は、知事の認証書の交付によって有効となります。但し、「管長」を「宗務総長」へ書き換えるために登記の手続きが必要です。

（図2）規則変更の手続

Ⅳ 女性住職と坊守制度から問われること

㊦ 寺院教会条例第9条

ところで、昨年の条例改正によって女性の住職就任に関する制約が取り除かれ、男女の格差がなくなったともいわれています。しかし、そこにはまだ未解決の問題もあり、むしろいよいよ性差別ということの本質が問われることになってきたといえます。

寺院教会条例第9条には住職にはその卑属系統の中から「男子たる教師」がなるとされ、ただし、住職を欠きその後継者が男子の中から選べない場合の措置として女性の住職就任が認められていました。今回の改正は、この「男子たる」という制約を無くしたものです。従って住職の子や孫の間では出生の順や男女を問わず同等に住職後継者としての資格があるということになったといえます。

㊦ 卑属系統ということ

しかし条例第9条には「住職又は教会主管者は、先代住職又は教会主管者の卑属系統であって」という表現がなされています。各方面からこの「卑属系統」という表現になお二つの問題性が指摘されています。この「卑属系統」とは、親族法による尊属と卑属という表現を用いたものです。つまり自分を中心に見た場合、

自分より先に位置する人、両親や祖父母などは尊属、自分よりも後に位置する人、子や孫は卑属にあたります。ここに一つ目の問題点は、住職の配偶者や兄弟姉妹はこの卑属系統に含まれないということです。（図3参照）例えば、住職が欠けてその配偶者（坊守）が後任の住職になるには、第9条の「ただし、寺院又は教会は、特別の事情により卑属系統の中から継承者を選定できないときは、宗務総長の承認を得て、卑属系統によらないことができる」との規定の特別の事情による場合ということになり、卑属系統の候補者がいない場合のいわゆる条件付であるため完全な条件の撤廃になっていないという問題です。

㊦ 世襲制の問題

そしてこの「卑属系統」という表現及び寺院規則の「〇〇姓を名乗る」という文言には、本派の住職は基本的に世襲制が原則であるということであり、但し地域の特質など特別な事情のある場合は他の方法によることもあるということを意味しています。

ただ、多年にわたる教団問題をとおして問われてきたこととして、特定個人による寺院の私有化の問題と公性の回復ということがあります。これは単に本山の問題ではなく、むしろ私たち一人ひとり、各寺において問われている問題であるはずです。もちろん地域に根ざした宗教活

動という点から世襲の担ってきた部分は大きく、また子どもに願いを託すということもあるでしょう。しかし、反面世襲に安住しきることによって寺を閉ざすということが出てきます。今日の社会問題として宗教が様々な形で問われてきている根っこにはこの私有化と閉鎖的あり方への批判があります。多様化する時代社会において私たちが本当に護らなくてはならないのは何なのか、まさに真宗寺院の存立の意義が問われてきています。社会に開かれた聞法の間をいかに確保していけるのか、制度としての世襲の問題性が真摯に問われなければならない時にきていると思います。

㊦ 出発点に立つ

これまで宗門は女性住職や坊守制度の問題を単に男女同権という視点からだけで捉え、そして制度上のつじつま合わせの話として、問題の本質から眼をそらし続けてきたといえます。本当は住職それ自身が問われなければならないのです。そして女性住職は認められるが、男性坊守には違和感を感じる、その根っこに何があるのかということこそ問わなければなりません。これまではどちらの問題も男性と女性を縦に位置づけたところから論議されてきたといえます。現に男性優位の構図が宗門にはありますが、本当は男性と女性・住職と坊守・寺族と門徒等あらゆる立場を越えた、ひととしての

水平方向への解放が問われているはずです。

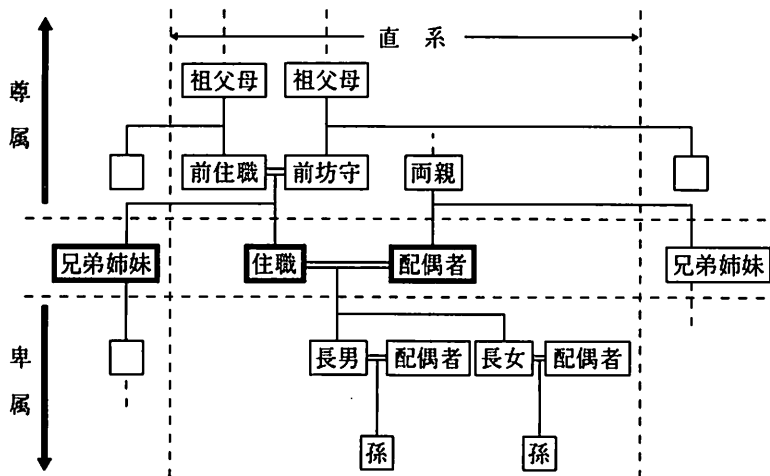
具体的には坊守制度をどうしていくのかという当面の課題があります。本当に坊守って何ですか？ いまあらためてそれが女性でなければならない積極的理由は何もありません。むしろ、経済優先の社会によってより強固になってきた“おとこは外おんなは家庭に”という性による役割の固定化の構造が人間性を疎外し、ひいては家庭の崩壊やいじめの問題など今日の社会の様々なひずみを生み出す要因になってきているということを私たちはもっと真面目に受け止めなければならないでしょう。そして、そういう社会構造とあいまって、坊守という名がこれまで女性を寺の主婦的な立場に位置づけ、自らをおさえてただ夫である住職をたててを善しとさせ、あるいはまた、門徒の人たちとの関わりに一線を画す作用をなしてきた面も決してないとは言えないでしょう。そういうこれまでの坊守の歩んできた歴史の中での負の部分も明らかにし、そこから坊守の呼称の問題も根本的に考えてみなければならない時期に來ていると言えます。

今回の宗会ではもう一点、女性の宗門活動への参加との視点から組制の見直し・組会への女性の参加ということも提起されています。決定権は男性という宗門の片寄った構図にどう女性が関わっていくのかも坊守の問題に含めて考えてい

かなければなりません。女性が男性と同じ地平に立つということからさらに性差別を越えるということへどう関係をつないでいけるか、性差別を越えてどのようにともに性をもった人間という関係にかえることができるのかという大きな課題がそこにあります。

宗門の現状は、女性住職の実現によって差別が解消されたのではなく、なお多くの問題を残していると同時に、今やっ

と女性の問題（男性の問題）が問われるための出発点に立ったとっていいかと思います。それぞれの立場で坊守とは何か、住職とは何だったのかを問い続けるところに、縦から横への広がりを目指したいと思います。どうか皆さんの意見、願いを女性室にも届けてください。この誌上に議論の場を開いていきたいと考えています。



（図3）親族法による尊属と卑属

参考資料

新旧規則対照表

以下は寺院教会条例とその施行条規の変更された箇所だけを新旧対照にしたものです。各項目ごとに最初に条例、一字下げて網掛けの部分がそれに対応する施行条規という形で列記してあります。なお、新条例第20から22条は昨年改正の寺院教会条例の条文、続く波線で囲んだ部分が「寺院教会条例の施行に関する臨時措置条例」の内容です。

旧	新
(継承)	(継承)
第九条 住職又は教会主管者は、先代住職又は教会主管者の卑属系統であって、男子である教師がこれを継承するものとする。ただし、寺院又は教会は、その規則に別段の定めを設けたときは、卑属系統によらないことができる。	第九条 住職又は教会主管者は、先代住職又は教会主管者の卑属系統であって、当該寺院又は教会に所属する教師がこれを継承するものとする。ただし、寺院又は教会は、特別の事情により卑属系統の中から継承者を選定できないときは、宗務総長の承認を得て、卑属系統によらないことができる。
2 住職又は教会主管者を欠く寺院又は教会であって、その卑属系統に属する男子である教師がいないときは、次の各号の一に該当する教師がこれを継承する。この場合、当該寺院又は教会の住職又は教会主管者の任命申請に先立って、あらかじめ当該寺院又は教会の規則変更を完了しておかなければならない。 一 当該寺院又は教会の坊守の経歴を有する教師 二 当該寺院又は教会の住職又は教会主管者の卑属系統に属する女子の教師	(第2項 削除)
(住職継承者の選定) 第十条 条例第九条に定める寺院の住職継承者の選定は、条例第二十三条第一項各号に掲げる男子たる寺族についての順位を基準とするものとする。	削除 第十条 削除 削除 第十一条 削除

旧	新
（女子住職該当者の順位） 第十一条 条例第九条第二項各号に定める該当者が二人以上あるときは、坊守の経験を有する教師が優先する。 （責任役員・総代の同意） 第十二条 住職又は代務者の任命申請書には、代表役員以外の責任役員及び総代全員の署名押印を必要とする。ただし、非法人教会の場合は、総代全員の署名押印とする。 （寺族代表者の同意） 第十三条 住職又は代務者の候補者が候補衆徒でない場合は、前条のほか、なお寺族の代表者が署名押印することを要する。 （住職の任期の特例） 第十六条 条例第九条第一項ただし書に定める寺院であって、宗務総長の承認を受けたときは、当該寺院の規則に住職の任期を定めることができる。 （欠格等） 第二十六条 条例第九条第一項本文の規定により住職に就任した者であって、住職が当該寺院規則において定めた姓と異なる姓を名乗り、又はその姓の系統を離れ	（削除） （責任役員・総代の同意） 第十条 （旧第十二条に同じ） （門徒の同意） 第十一条 候補衆徒を置いていない寺院であって、次の各号のいずれにも該当する場合は、住職任命申請の際、当該寺院に所属する門徒の三分の二以上の同意を得なければならない。 一 住職が欠けているとき 二 第八条第一項及び第二項の届出が履行されていないとき 第十二条 削除 （寺族代表者の同意） 第十三条 住職又は代務者の候補者が候補衆徒でない場合は、第十条のほか、なお寺族の代表者が署名押印することを要する。 （住職の任期の特例） 第十六条 条例第九条ただし書に定める寺院であって、宗務総長の承認を受けたときは、当該寺院の規則に住職の任期を定めることができる。 （欠格等） 第二十六条 条例第九条本文の規定により住職に就任した者であって、住職が当該寺院規則において定めた姓と異なる姓を名乗り、又はその姓の系統を離れたとき

旧	新
たときは、当然辞任するものとする。 2 前項の場合であって、故なく辞任しないときは、宗務総長が差免することができる。 （規則変更の特例） 第四十七条 条例第九条第一項本文に規定する住職の卑属系統の姓を変更し、又は廃止しようとする規則の変更について、当該寺院の代務者により承認申請を行おうとするときは、住職又は寺族の代表者の同意書を添付しなければならない。 （副住職・副教会主管者） 第十八条 寺院又は教会は、宗務総長の承認を得て、副住職又は副教会主管者一人を置くことができる。 2 副住職又は副教会主管者は、その寺院又は教会に僧籍を有する教師でなければならない。 3 副住職又は副教会主管者は、住職又は教会主管者を助け、当該寺院又は教会の興隆発展に努めなければならない。 （副住職の辞退） 第二十一条 副住職を辞退するときは、宗務総長の承認を得なければならない。 （候補衆徒） 第十九条 第九条第一項本文に規定する寺院又は教会が、住職又は教会主管者の後継者を定めようとするときは、当該寺院又は教会に所属する卑属系統の僧侶の中から一人を選定して、申請により宗務総長の承認を受けなければならない。	は、当然辞任するものとする。 2 （旧規則に同じ） （規則変更の特例） 第四十七条 条例第九条本文に規定する住職の卑属系統の姓を変更し、又は廃止しようとする規則の変更について、当該寺院の代務者により承認申請を行おうとするときは、住職又は寺族の代表者の同意書を添付しなければならない。 （副住職・副教会主管者） 第十八条 （旧規則に同じ） 2 （旧規則に同じ） 3 （旧規則に同じ） （副住職の申請・辞退） 第二十一条 寺院は、副住職の承認申請を行うときは、総代の同意を得なければならない。 2 副住職を辞退するときは、総代の同意を得て、宗務総長の承認を得なければならない。 （候補衆徒） 第十九条 寺院又は教会は、住職又は教会主管者の後継者をあらかじめ定めておくことができる。この場合、住職又は教会主管者は、当該寺院又は教会に所属する満十八歳以上の僧侶の中から一人を選定して、申請により宗務総長の承認を受けなければならない。

旧	新
2 前項の後継者を候補衆徒と称する。 （候補衆徒） 第二十二條 候補衆徒は、慣習を尊重し、系統を承継させる者について承認を申請するものとする。 2 前項に該当する者が、その寺院に所属しないとき及びやむを得ない事情のあるときは、前項に近い者のうちから順次これに充てることができる。この場合において前項に該当する者が満二十歳以上であって、その寺院に所属しているときは、その承認書を添えるものとする。 3 候補衆徒及び准候補衆徒を辞退した者並びに前項による承諾をした者は、併せてその子孫が住職を承継する資格をも拋棄したものとみなす。ただし、その子孫であって現に准候補衆徒の承認を得た者については、この限りでない。	ない。 2 前項の選定は、第九条本文に規定する寺院又は教会にあっては、当該住職又は教会主管者の卑属系統の中から行わなければならない。 3 第一項に定める後継者を候補衆徒と称する。 （候補衆徒の申請） 第二十二條 寺院は、候補衆徒の承認申請を行うときは、総代の同意を得なければならない。 2 前項の申請書には、住職の卑属系統であることを証する書類及び身元証明書を添付しなければならない。ただし、候補衆徒の承認を受けようとする者が満二十歳未満であるときは、身元証明書の添付を省略することができる。 3 条例第九条ただし書の規定による寺院にあっては、前項の添付書類中卑属系統であることを証する書類を省略することができる。 4 候補衆徒を置いている寺院が、やむを得ない事情により候補衆徒以外の者を住職の候補者として任命申請を行うときは、申請に先立ち第二十四条に規定する手続きを完了しておかななければならない。 （候補衆徒の誓約） 第二十二條の二 候補衆徒の承認を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を誓約しなければならない。 一 常に住職後継者としての自覚に立ち僧侶の任務を全うすること

旧	新
（准候補衆徒） 第二十三条 候補衆徒が副住職の承認を受けた場合に限り、その継嗣となるべき衆徒に准候補衆徒の承認を与えることができる。この場合の手続きは、候補衆徒の承認に準ずる。 2 前項により承認を受けた者は、候補衆徒がその寺院の住職に任命され、若しくは候補衆徒を辞退し又は死亡したときは、その日をもって候補衆徒の承認を受けたものとみなす。 （候補衆徒等の辞退） 第二十四条 候補衆徒及び准候補衆徒の辞退は、宗務総長の承認を受けなければならない。 （候補衆徒の復旧） 第二十五条 候補衆徒及び准候補衆徒を辞退した者を復旧しようとするときは、更に承認を申請しなければならない。その手続きは、候補衆徒の承認に準ずる。	二 住職の指導を受け、住職の職務についてよく研鑽すること 三 住職を助け、その寺院の興隆発展に努めること 2 候補衆徒又は准候補衆徒の承認を受けた者で、教師資格を未だ取得していない者は、承認を受けた日から十年以内に教師資格を取得しなければならない。 3 前項に規定する期間内に教師資格を取得できなかった者は、候補衆徒又は准候補衆徒の資格を失う。 （准候補衆徒） 第二十三条 候補衆徒が副住職の承認を受けた場合に限り、その後継者となるべき衆徒に准候補衆徒の承認を与えることができる。この場合の資格及び手続きは、候補衆徒の承認に準ずる。 2 前項により承認を受けた者は、候補衆徒が次の各号の一に該当する場合、その日をもって候補衆徒の承認を受けたものとみなす。 一 当該寺院の住職に任命されたとき 二 候補衆徒を辞退したとき 三 候補衆徒の資格を失ったとき、又はその承認を取り消されたとき 四 死亡したとき （候補衆徒等の辞退） 第二十四条 候補衆徒及び准候補衆徒の辞退は、総代の同意を得て宗務総長の承認を受けなければならない。 （候補衆徒等の復旧） 第二十五条 （旧規則に同じ）

旧	新
2 復旧の承認を受けたときは、併せて第二十二條第三項の適用を受けなくなったものとみなす。 第二十九條 候補衆徒及び准候補衆徒は、当該寺院の規則に継承を定めた姓を名乗らなくなったときは、当然その資格を失う。 第三十條 宗務総長は、候補衆徒及び准候補衆徒が不適当であると認めたときは、その承認を取消することができる。 2 候補衆徒及び准候補衆徒が重懲戒に処せられたときは、その承認を取消されたものとする。	（第2項削除） 第二十九條 候補衆徒及び准候補衆徒は、当該寺院の規則に継承を定めた姓と異なる姓を名乗り、又はその姓の系統を離れた時は、当然その資格を失う。 第三十條 （旧規則に同じ） 2 （旧規則に同じ） 3 寺院は、候補衆徒又は准候補衆徒を住職の後継者として不適任と認めるときは、総代の同意により、候補衆徒又は准候補衆徒の承認の取消しを申請することができる。
第三章 坊 守 （定義） 第二十條 住職又は教会主管者の配偶者を坊守、前住職又は前教会主管者の配偶者を前坊守と称する。 （坊守籍簿） 第二十一條 坊守及び前坊守は、申請により宗務所の坊守籍簿に登録されるものとする。 （任務） 第二十二條 坊守は、住職の職務の本義を領解して、住職とともに教法を聞信し、所属門徒との交流を緊密にして、寺院又は教会の興隆発展に努めなければならない。	第三章 坊 守 （坊守） 第二十條 寺院又は教会は、坊守を置くものとする。 （坊守籍簿） 第二十一條 坊守は、寺院又は教会の申請により、宗務所の坊守籍簿に登録されなければならない。 （任務） 第二十二條 坊守は、住職の職務を助け、ともに教法を聞信し、所属門徒との交流を緊密にして、寺院又は教会の興隆発展に努めなければならない。

寺院教会条例の施行に関する臨時措置条例

（趣旨）

第一条 この条例は、寺院教会条例の一部を改正する条例（平成八年条例公示第一号。以下「新条例」という。）第三章に規定する坊守制度の施行について、寺院及び教会の円滑な運営を確保するため、その必要な臨時措置を定める。

（新条例の改正）

第二条 新条例第二十条から第二十二条までを次のように改める。

（定義）

第二十条 住職又は教会主管者の配偶者を坊守、前住職又は前教会主管者の配偶者を前坊守と称する。

2 女子である住職の配偶者については、坊守に関する規定は適用しない。

（坊守籍簿）

第二十一条 坊守及び前坊守は、申請により宗務所の坊守籍簿に登録されるものとする。

2 坊守籍簿に登録されない者は、坊守の待遇を受けることができない。

（任務）

第二十二条 坊守は、住職の職務の本義を領解して、住職とともに教法を聞信し、所屬門徒との興隆を緊密にして、寺院又は教会の興隆発展に努めなければならない。

（遵由効力期限）

第三条 前条による新条例の各改正規定は、平成十一年六月三十日をもって失効する。

附 則

1 この条例は、新条例施行の日に施行する。

2 この条例施行の際、現に坊守または前坊守である者は、この条例による坊守または前坊守とそれぞれみなす。

旧	新
第四章 寺 族 （資格） 第二十三条 寺族とは、次の各号の一に該当するものをいう。 一 住職又は教会主管者、坊守及び候補衆徒 二 前住職又は前教会主管者及び前坊守 三 住職又は教会主管者及び前住職又は前教会主管者とそれぞれ同じ戸籍にある者 四 住職又は教会主管者の直系一親等の血族で、かつその姓を名乗り当該寺院又は教会に僧籍を有する者及びこれと同じ戸籍にある者で当該寺院又は教会に僧籍を有する者 五 住職又は教会主管者と同居する二親等以内の血族及びその配偶者 六 前各号以外のもので寺族、責任役員及び総代の同意を得た者	第四章 寺 族 （資格） 第二十三条 寺族とは、次の各号の一に該当するものをいう。 一 住職又は教会主管者及び前住職又は前教会主管者 二 候補衆徒 三 坊守籍簿に登録されている者 四 住職又は教会主管者及び前住職又は前教会主管者とそれぞれ同じ戸籍にある者 五 住職又は教会主管者の直系一親等の血族で、当該寺院又は教会に僧籍を有する者及びこれと同じ戸籍にある者で当該寺院又は教会に僧籍を有する者 六 住職又は教会主管者と同居する二親等以内の血族及びその配偶者 七 前各号以外のもので寺族、責任役員及び総代の同意を得た者

附 則

- この条例の施行期日は、この条例成立の日から一年以内の期日に、宗務総長が達令で定める。
- この条例施行の際、現に宗教法人「真宗大谷派」が包括する法人の規則第六条に規定する「男子たる教師」については、当分の間その規定にかかわらず「教師」と読み替えるものとする。
- 寺院又は教会が、住職又は教会主管者の任命申請を行う場合には、申請に先立ってあらかじめ当該寺院又は教会の前項に関する規則変更を完了しておかなければならない。ただし、やむを得ない事由により、あらかじめ規則の変更ができない寺院又は教会は、住職又は教会主管者の任命後一年以内に規則変更を完了しな

ければならない。

4 この条例施行の際、現に住職である者は、この条例による住職とみなす。

（附則 5， 6， 7 は記載省略）

附 則

- 1 この達令は、寺院教会条例の一部を改正する条例（平成八年条例公示第一号）と同時に平成九年六月十八日から施行する。
- 2 この達令施行の際、現に副住職又は候補衆徒若しくは准候補衆徒である者は、それぞれこの達令による副住職又は候補衆徒若しくは准候補衆徒とみなす。
- 3 この達令施行の際、従前の規定により候補衆徒又は准候補衆徒の承認を受けている者は、満十八歳に満たない者であっても、この達令による候補衆徒又は准候補衆徒とみなす。この場合、当該候補衆徒又は准候補衆徒が満十八歳に達したときは、第二十二条の二に規定する誓約をしなければならない。
- 4 この達令施行の際、現に候補衆徒の承認を受けている者であって、教師資格を取得していない者は、この達令施行の日から十年以内に教師資格を取得しなければならない。ただし、この達令施行の際、満十八歳に達していない者については、達するまでの間その期間に算入しない。

女性室公開講座

「女たち／男たち」は
歴史の中で
社会の中で

いたい

どこに在るのだから

自分のことなのに

自分でよくわからない

「女」であることが

「男」であることが

なぜ こんなに

息苦しいのだろう

それは
すでに用意された

「女らしさ／男らしさ」でしか
語られていないから?

いろいろあっていいよね
「女」も「男」も

いま 始めましょう
「女たち」と「男たち」の
寄り合い談議を

女たちと男たちの
寄り合い談議



第 1 回	97年 8月29日(金)	“男たちはどこに在る”	伊藤公雄さん
第 2 回	97年 10月 3 日(金)	“女たちはどこに在る”	藤枝滯子さん
第 3 回	97年 12月12日(金)	“男らしさからの解放”	伊藤公雄さん
第 4 回	98年 1月30日(金)	“女らしさからの解放”	藤枝滯子さん
第 5 回	98年 3月27日(金) 〈予定〉	シンポジウム “ふたたび女であることへ ふたたび男であることへ”	伊藤公雄さん 藤枝滯子さん

ふじえだみお こ
藤枝渥子さん

★1930年生まれ。

★京都精華大学人文学部教授
大阪府女性問題懇話会座長

★著書

『自治体の女性政策と

女性問題講座』

『女性と家族の変貌』

ともに共著 学陽書房

訳書

ケイト・ミレット著

『性の政治学』ドメス出版

いとくみお
伊藤公雄さん

★1951年生まれ

★大阪大学人間科学部教授
メンズセンター運営委員
大阪府女性問題懇話会委員

★著書

『〈男らしさ〉のゆくえ』

新曜社

『男性学入門』 作品社

など

時間

毎回 午後 6 時30分から
8 時30分まで

会場

大谷婦人会館

(東本願寺の北隣り)

京都市下京区花屋町通烏丸西入

☎075-371-6181

※参加費はいりません。

※保育室を設けてあります

お気軽にご利用ください。

※お車でのご来場は

ご遠慮ください。

ゆらぎ

「女性室」に期待する

一般に、女性の地位をみればその社会の文化レベルが知られるという。たとえば、ここにひとつのデータがある。

国連の『人間開発報告書 95年』によれば、平均寿命、教育の到達度、および所得からみた、基本的生活水準の総合評価において世界第3位の日本は、政治・経済の分野での意思決定に女性がどれだけ関与しているかを示す「女性の社会進出度」では、27位である。

異論の余地が全くないわけではないが、総合評価の高さはすなわち日本社会の豊かさを表す。敗戦後50余年、日本が類例のないスピードで「豊かな社会」を実現してきたことには、もはや多言を要すまい。では、「女性の社会進出度」27位とは？ そのランキングを押し下げた具体的な指標として、国会・地方議会の議員の女性比率は世界で63位、管理職では81位、専門・技術職では53位、等の数値が挙げられる。つまり、社会の動向に直接的な影響力を及ぼすような意思決定の過程に参画しうる女性が、いまなお極めて少数にとどまるということである。

有り体にいえば、このような女性の政治的経済的な状況を通して透けて見える日本社会は、物質面での一応の豊かさは手中に収めたにしても、それに見合うだけの文化水準において未だしの憾みを残す、ということであろうか。これが「国際女性年」から20年、「女性差別撤廃条約」批准から10年を経た現在の日本の実態である。とすれば、旧習にとらわれず、様々な領域で、それぞれ女性に関わる問題点を剔出し、改善の方途を探る意識的な努力がさらに求められねばなるまい。宗門においてその役割を担うべき中核的な機関としての、「女性室」が、多大の期待を寄せられる所以である。

「智に働けば角が立つ。情に棹させば流される。意地を通せば窮屈だ……」という思いは人の世の習い。漱石は、『草枕』の青年画家を住みにくい俗塵を離れた非人情の世界に遊ばせることで、新たな境地を見出した。だが今日「女性室」のなすべきは、むしろ現実にとっかかりと腰を据え、智を働かせて情に流されず、多少窮屈でも理を通す、その心意気をもって「山の動く日」を見はるかすことであろう。

初夏の微風に心細げに揺らいでいた早苗たちも、大雨をくぐりぬけて日一日と青さを増し、いま強烈な盛夏の陽射しの下で出来秋の実りに備えている。その姿に重なり合うような「女性室」の今後であって欲しいと、心から念じている。

大谷大学教授 松村尚子

『女性問題研修』開催 日豊レポート

女性室との交流を終えて

日豊教区婦人研修小委員会において、昨年度より「女性問題研修」を開設した。

その取り組みの一つは、社会教化小委員会と共催し、婦人会・坊守会と協力して「従軍慰安婦問題」についての公開講座を開催し、この問題への学習が始まった。

二つ目は、「女性問題研修」の今後の課題を明らかにしていく上で、女性室が開設された経緯や願い、また現在の活動状況を学ぶことが望まれ、去る6月13日の交流学习会の形態で開催するに至った。また、そのための事

前学習として宗務審議会「女性の宗門活動に関する委員会」答申の通読を行った。

当日は、女性室から辻内主任、見義悦子スタッフを迎え女性室開設の経緯説明の後、提言として、「企画の段階からあらゆる場に女性が参画できる教団を願っていきたい」「坊守制度や呼称について2年間の論議期間が設けられた。これを手がかりに、坊守とは何か、住職とは何かを改めて考えなければならない」「女性を差別してきた側の男性と、それを受け入れてきた女性との両性の問題として取り組んでいくことが大切」「これまで女性室に届けられた声は、単に性差別だけにとど



まらない。やはり「社会部」の設置の必要性を痛感させられる」と語られた。

また、参加者からは、「今まで女性と男性が同席する学習会は少なく、あっても教化される対象としての女性の位置しかなかった。今回、思ったより男性の参加者があり、ほぼ同数の両性の参加で、対等に話し合いができたことの意義の重さを感じる」「十数年も女性が要望や声を出し続けた歴史の積み重ねによって、今日のような会が開かれるまでにこぎ着けることができた」との意見が出された。

今後、当教区において当面は「従軍慰安婦の問題」への取り組みと、交流学习会を継続し、また、「婦人研修小委員会」の「婦人」という呼称を「女性」と改める時期が迎えられるように、教区内の理解を深めていくことが考えられている。

今回の女性室との交流学习会は日豊教区が初めてだったようだが、各地に広がっていくことが期待される。その時には、ぜひ多くの男性の参加を期待したい。

（日豊教区駐在教導 寺本 温）



女性室の皆様におかれましては、ご清祥の日々をお過ごしのことと拝察申し上げます。

この度、当組坊守会の会合におきまして、当組でおこなわれます蓮如上人五百回御遠忌のお待ち受け法要について話し合いが持たれました。その席上、当日に坊守章を着用することが決定いたしました。この、坊守章を着用することについての私なりの疑問点をあげさせていただきます。

坊守章なるものを、何故着用しなければならないのでしょうか。

大谷派では、今から20年ほど前に、分裂報恩講に象徴されます一連の事件がおきました。その中で問われた問題はたくさんありましたが、その中に、寺で生活している寺族の貴族性を問われたことがあったことを記憶しております。御同朋といいながら、「自分達は一般の人達とは違うのだという意識を持って生活しているのは大谷家だけではないんだ。一般の寺族の中にもそういう意識があるのだ」ということを御門徒の方々から指摘されたのではなかったでしょうか。法要の席で、ことさらに坊守章を着用するということは、寺族の側が20年前に受けた指摘を、なんら検討することもなく過ぎてきたことの現れであるように私には思われます。

全国各地で様々な歴史背景や事情を抱えて、各寺院の坊守の方々の在り方というのは、それこそ「ばらばら」であろうかと思われま

す。が様々な指摘や糾弾を受けてきた歴史を考えあわせました時に、法要に出席するときの坊守章着用ということは疑問を持たずにはられないことなのです。

以上、私の疑問を述べさせていただきましたが、私の申し上げたいことは、坊守章ひとつとっても様々な考え方があるのだから、画一化、統一化をしていただきたくないという点だけです。蓮如上人五百回御遠忌お待ち受け体制の中で、「バラバラでいっしょ」というテーマを掲げながら、今回の件ひとつを見ましても、全国各地でその現状は、願いの正反対に動いているのではないかと思います。

女性室の方々に、このような声を是非聞いていただきたくおたよりさせていただきました。

（一坊守より）





発刊のねがい



私達は御同朋という言葉を使いながら、実はその関係を曖昧なままにし、またその言葉を使うことによって、よしとしてきたような気がします。門徒と寺、女性と男性、社会と教団の関係が今までどうであったのでしょうか。今、教団が女性の問題に取り組むために一步を踏み出してくれたことをきっかけとして、そのことが同時に問題になってきました。

今議会で寺院教会条例の施行に関する臨時措置条例が可決され、坊守に関する改正が2年間延期になりました。そしてこの期間を坊守を問うことと同時に、女性の組、教区への参画の道を探るための論議期間とすることになりました。坊守を問うところから私達(男性も女性も)一人ひとりの生き方が見えてくる2年間としたいものです。その中で気づき感じたことを、是非声として届けてください。女性室では問題提起として受けとめ、その事をより多くの人達に発信する役目を担わせていただきます。もう一度出会いなおすために……。

広報誌の名前「あいあう」に決まりました。

皆様からはいろいろとご提案をいただき、ありがとうございます。そのなかから上記のとおりを決めさせていただきました。

この名を生み出した言葉は「教行信証行巻」の「今みなまた会して、これ共にあい値えるなり」からきています。まだほかにあるかもしれません。「遭遇すること難し」とか「遇いがたくして今遇うことを得たり」とか、いずれにしても出会いのよろこびが表わされているのでしょう。

日々の生活にあって、わたしたちが生きているということを考えたとき、それは、いろいろな人と声をかけあってこそ生きるといっても過言ではありません。しかし、ときにその声がとどかなかったり、ゆきちがったり、そのためいろいろな出会いをしながら、まわりの人を見失っていないでしょうか。

いま、その出会いを出会いなおすことによって、自然に向きあうことのできるつながりを回復していきたいという願いがこめられています。

あい、あう、さまざまな出会いをつみかさねていきたいと思います。

表紙絵・カット 加藤 伝 (KATO TSUTAU)

1936年岐阜県に生まれ、多治見工業高校図案科卒業後、作陶活動を始める。その後、小田井窯にてデザイン担当、現在山久窯にて主に作画担当、1994年より名古屋三越本店、画廊炎舞、圓福寺にて毎年個展開催。多治見市在住。

◆ 女性室広報誌 **あいあう** 創刊号 ◆

発行 1997年8月30日

発行人 能邨英士

発行所 真宗大谷派宗務所 組織部女性室

〒600 京都市下京区烏丸通七条上ル TEL. 075-371-9187